

<p><b>(関連分野)</b> 介護・子育て・医療</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 地域子育て支援雇用促進事業</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 厚生労働省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。</li> <li>・ その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。</li> </ul> <p>※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、応募者と受入事業所の情報管理、受入事業所に対する助成（＝給与費となる）、実務経験後の雇入れ先となる市町村や事業所の情報収集等を担当。</p> <p>① 離職者等の応募者が、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、当該事業所の従事者の指導の下、1年間程度、補助業務に従事。</p> <p>② 事業所より、給料支給。</p> <p>※事業所に対しては、実施機関が、指導の支援のため、給料相当額の一部を助成。</p> <p>③ 1年後、当該事業所又は他事業所へ就職。</p>
<p><b>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</b> 特になし</p>
<p><b>(期待される効果)</b> 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。</li> <li>・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保が難しい子育て支援分野の人材育成・人材確保につながる。</li> <li>・ 子育て支援の事業所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自事業所の人材確保に資する。</li> </ul>
<p><b>(先行事例)</b> 特になし</p>
<p><b>(期間後の取扱い)</b></p>
<p><b>(関係省庁担当者連絡先)</b> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313</p>